

生命保険に関する主な検討事項にかかる意見等

平成13年4月25日

金融審議会金融分科会第二部会
保険の基本問題に関するワーキング・グループ

1 . 生命保険会社の財務基盤の充実		
(1) 相互会社における社員配当のあり方	1
(2) 責任準備金等のあり方	2
(3) 基金の調達手続の弾力化等	4
(4) 保険契約の契約条件の変更	5
2 . 多様な保険商品開発の促進		
(1) 保険商品の審査手続の見直し	8
(2) 届出制の対象商品の追加	10
3 . 契約者からの信頼の向上		
(1) ディスクロージャーの改善		
財務の状況に関するディスクロージャー	11
商品に関するディスクロージャー	13
(2) 保険会社におけるガバナンスの強化		
総代会等	14
保険計理人	16
4 . 監督手法の整備		
(1) 保険会社の財務面のチェックのあり方	18
(2) 資産運用規制のあり方	20

項目	意見等	備考
<p>1. 生命保険会社の財務基盤の充実 (1) 相互会社における社員配当のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険相互会社の社員配当については、保険業法上、貸借対照表上の純資産額から基金の総額等を控除した額を上限とすることとされている。また、「相互会社は、社員（＝保険契約者）が相互に保険を行うことを目的とし、保険事業の結果として剰余金が生じたときは、これを社員に分配する。」との理念の下に、生命保険相互会社の場合、当期の剰余金の一定割合（原則80%を下限）を配当のための準備金に積み立てることとなっている（いわゆる80%ルール）。 ● 保険業法においては、当局の認可を受けて、80%を下回る比率の配当準備金等の積立を行うことも可能となっているが、現在のところ、認可申請の例はない。 ● 中長期的な見地からは配当を実施することが不適当な場合でも、有価証券の売却益等により、無理に配当を維持しているケースがあるとの指摘がある。これについては、金融商品の時価評価や責任準備金の厳正な積立、保険計理人による配当の検証の厳格化等により、適正な会計処理、剰余金計算を行うことがまずもって重要ではないか。 ● 社員配当には、安全率を見込んで設定された基礎率に基づく保険料の事後精算といった性格もある。このため、配当水準については、保険契約者間の公平等にも十分留意しながら、決定されるべきものであると考えられるが、内部留保・ソルベンシーマージンの充実の要請とのバランスについては、長期的な経営状況の見込みを十分に踏まえた慎重な経営判断及び社員自治が求められるのではないか。 ● 配当の自主的な決定を促すべく、 保険業法上、配当水準の下限に関する規定を撤廃する、あるいは、配当水準の下限は定款で定めることのみを規定し、具体的な水準については規定を設けない、 といった対応、又は、 現在の規定は残存させるが、80%ルールの適用免除規定がより柔軟に活用されるよう法令上の規定の整備を図る、 といった対応が考えられるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 80%ルールの対象となる剰余金の範囲については、基金の償却を容易にするとの観点から、一定の条件の下で基金償却準備金積立額を対象外とする等の保険業法施行規則の見直しを行っている。 ● 金融庁事務ガイドラインにおいては、「社員配当規制の適用免除の認可申請に関し、申請会社が経営環境の変化に対応するため資本基盤の充実に努める必要があると認められるときは、「決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合」に該当するため、認可する」旨を規定している。 ● 早期是正措置の第二区分に属する措置内容には、「配当又は役員賞与の禁止又は抑制」が盛り込まれており、「配当の抑制」が保険会社の財務の健全性を確保するための手段とされている。

項目	意見等	備考
(2) 責任準備金等のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社では保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため責任準備金を積み立てており、その必要額は予定利率・予定死亡率などを基に計算されている。 ● 生命保険会社が引き受ける個人保険の多くは標準責任準備金の対象となっており、各社が設定する保険料水準にかかわらず、告示で定める予定利率・予定死亡率に基づく平準純保険料方式による保険料積立金の積立が求められている。 ● 既往の責任準備金では将来における債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合は追加責任準備金を積み立てなければならないとされており、実務上、保険計理人の将来収支分析により積立不足が確認される場合に追加積立が行われることとなっている。 ● 現在、国際会計基準委員会(IASC)において、保険負債の時価評価に関する検討が2003年の承認、2005年の実施を目処に進められている。今後、我が国においても、これを視野に入れて、保険負債の時価評価について、ロックフリー方式による責任準備金の積立の問題と併せて、中期的に検討を進めていくべきではないか。 ● このため、当面の対応としては、リスクバッファ充実のため、現在チルメル方式により保険料積立金を積み立てている会社について、速やかに平準純保険料方式による積立を求めることが現実的な財務健全化策と言えないか。仮に例外的な積立方式を認める場合においても、将来の積立計画について厳格な遵守義務を課すべきではないかとの指摘もあった。 ● これに対して、責任準備金はあくまで将来の債務の履行に備えて積み立てられるべきものであり、リスクバッファの充実はソルベンシーマージンによって図られるべきとの指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準責任準備金の対象となる保険契約についても、生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には例外が認められる。 ● 平準純保険料方式：保険料のうち保険リスクや貯蓄に対応する部分（純保険料）を全保険期間を通じて平準的に積み立てる方式 ● チルメル方式：新規契約に必要な事業費等に相当する額を初年度に費用認識し、当該部分について一定の期間中純保険料を積み増して補填しながら積み立てる方式（上記一定期間（チルメル期間）経過後は平準純保と同水準の保険料積立金となる）

項目	意見等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準責任準備金制度の対象については、これまでも順次見直しが行われてきているが、今後とも新しいタイプの保険商品の出現が予想されるところであり、必要に応じ適切な対応を行い、同制度が空洞化することのないようにすべきではないか。ただし、標準となる指標がない基礎率については、本制度の対象とすることはなじまないとの指摘があった。 ● いわゆる「逆ざや」が発生している近年の経営環境に鑑みれば、追加責任準備金による対応が重要となっており、今般、実務基準の厳格化等が行われたが、その厳格な実施が必要ではないか。その際には、保険計理人制度のあり方等についても併せて検討が必要ではないか。 ● 昨今の状況及び今後の時価会計への対応の必要性等を踏まえ、いわゆる「逆ざや」や有価証券の価格変動等に対応する各種の準備金についてその拡充を検討すべきではないか。また、その他のリスクに対応する準備金を設けること等についても検討されるべきではないか。 ● 責任準備金その他の準備金の問題を検討する際には、税制面についてもあわせて検討を行うべきであるとの指摘もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本年3月、日本アクチュアリー会の実務基準が改正され、追加責任準備金の積立に係る将来収支分析が厳格化されたところである。 ● 危険準備金 ・ 価格変動準備金共にソルベンシーマージン比率の計算における予定利率リスクや価格変動リスクをカバーする積立方式とはなっていない。

項目	意見等	備考
<p>(3) 基金の調達手続の弾力化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互会社の自己資本の調達手段としての基金は、基金拠出者に対し利息の支払いが必要であり、そのコストが社員の剰余金分配の制約要因となることから、基金の増額を行うには、その都度、総代会決議による定款変更が必要とされている。 ● 基金の再募集を行う場合には、その都度、基金の総額に関する定款の定めを変更する必要があるが、厳しい経営環境の中で、継続企業としての安定的な保障の提供を重視する観点から、相互会社の自己資本調達手段のコアとなる基金制度の多様化・弾力化を図る必要があるのではないか。 ● 保険株式会社には、合併・提携等の動きにも柔軟な対応が可能である、自己資本の充実が容易である、等のメリットがある。先般、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところであるが、今後、こうした枠組みの積極的な活用が望まれるのではないか。なお、一定の移行期間を設けた上で、株式会社化を義務付けるべきではないか、との指摘もあった。 ● 株式会社における授權資本制度のように、相互会社においても、基金の将来の募集枠を総代会決議事項とし、実際の募集は取締役会の決議で機動的に行うことを認めるべきではないか。 ● その際には、社員の権利保護の観点から必要な条件（授權の規模、授權の期間、発行条件等）についてのルールを整備が必要ではないか。また、取締役会により決定された基金募集の条件等につき、何らかのチェックの仕組みを検討する必要があるのではないか。さらに、基金の再募集の際、総代会において、その必要性、償却や利息に関する負担の妥当性等について、十分に説明すべきではないか。 ● 保険業法の基金に関する規定については、今般の中間法人法案をめぐる法制面での検討やこれまでの実務等を踏まえ、規定の明確化等、所要の整備を図るべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社における授權資本制度 商法の定めにより、株式会社の定款の記載事項である「会社が発行する株式の総数」すなわち会社が発行を予定する株式の総数の範囲内では、取締役会が株主総会に諮ることなく新株の発行を決定することができる制度。（但し、株主以外の者に対する新株の有利発行に該当する場合には、株主総会の特別決議が必要。） ● 株式会社においては、授權株式数は、商法により会社の発行済株式数の4倍以内とされている。

項目	意見等	備考
<p>(4) 保険契約の契約条件の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧保険業法においては、行政命令による契約条件変更（第10条第3項）及び相互会社について定款の定めによる自主的な保険金削減（第46条）の規定が設けられていたが、これらの規定については、平成7年改正において削除され、現在、保険契約の条件変更は破綻処理手続の中でのみ行い得ることとなっている。 ● 過年度において契約者に高い利回りを保証した長期の生命保険契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る状態が続いており、運用環境が改善されない限り、この問題の解消には相当程度の時間を要するとの考えから、保険契約の条件変更を可能とする制度を整備すべきとの指摘があった。 ● これに対し、次のような意見があった。 いわゆる「逆ざや」に対応する契約条件の変更とはデフォルトに他ならず、更生手続等の破綻処理以外に保険契約の条件変更を可能とする制度を整備することは、契約者の保険業に対する信頼を失わせるものであり、国際的にも理解を得られないのではないかと。経営状況の悪化した会社には早期是正措置の適切な発動を行うとともに、更生特例法による早期の破綻処理を行うことにより、同様の目的を達し得るのではないかと。更生手続は、契約者のみならず、すべての債権者の利害を調整する仕組みとしてすでに社会的に受け入れられており、この点からも優れているのではないかと。近年の契約者保護を重視した制度整備の流れに鑑み、また、契約者の理解を得るためにも、保険契約の契約条件変更に際しては、経営責任の追及や一般債権のカット等が必要と考えられるが、破綻処理手続によらないと、そうしたことがきちんと行われたいのではないかと。保険契約者との契約を守れない保険会社は、結局、解約の増加等により契約者を維持できない可能性が高く、このような制度を作ってもワークしないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成7年改正時の議論 行政命令による契約条件変更規定 (ア) 既契約の条件変更は、不利益変更を既存の契約者に及ぼすこととなり、契約の安定性や財産権との関係で問題があるのではないかと。 (イ) 契約を守れない保険会社は、結局、解約の増加等により契約者を維持できないのではないかと。 自主的な保険金削減規定 保険契約者は、保険会社が株式会社か相互会社かの違いをほとんど認識しておらず、また、相互会社の実態も理念との乖離が見られるようになってきたのではないかと。 ● 平成11年度のいわゆる逆ざや 逆ざや額：16,154億円（26社） 平均予定利率：3.72% 平均運用利回り：2.40% （逆ざや額は生命保険協会調べ、予定利率・運用利回りは全社ベース） ● 欧米諸国において、破綻時以外に契約条件の変更を可能とする制度は設けられていない。

項目	意見等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="510 177 1547 632"> <p>• これに対し、次のような意見があった。 逆ざや問題が構造的でかつ長期に亘り継続するとした場合、経営の悪化した保険会社は順次破綻させていくといった対応で保険制度の信頼が維持できるのか。また、金融システムにも不安を与えることはないか。 保険会社の自助努力の途の一つとして、破綻処理に至る前に契約者の理解を得た上で契約条件の変更を行うことのできる制度を整備することは否定されるべきではないのではないか。 最終的にワークするかどうかについては、経営責任の明確化や、契約者に対する十分な説明・ディスクロージャーなど、契約者の理解を得るための保険会社側の努力に委ねられてもよいのではないか。</p> <li data-bbox="510 671 1547 1334"> <p>• 仮に、保険会社の自助努力の選択肢の一つとして、契約者の理解を得た上で契約条件変更の途を開く場合には、次のような法的な問題をクリアする必要もあり、引き続き十分な検討が必要である。 法的構成として以下のような点が指摘されるが、これらの点についてどのように考えるか。これらを要件とした場合、更生手続の要件とどのような違いがあるのか。 * 契約時には予見できなかった事情の変更 * 放置すればより大きな損失が発生するおそれ * 契約者間の公平性が損なわれることにより保険集団の維持が困難となるおそれ 契約者の十分な理解の下に進められるよう適正な手続を確保する必要があると考えられるが、例えば、破綻処理手続における契約条件の変更に関する手続（総代会・株主総会の特別決議や関係人集会、異議申立手続（移転対象契約の 1/10 以上）等）で十分と考えるか。また、契約者の理解を得るための十分な情報提供や、特別なガバナンスの仕組み等を組み込む必要はないか。</p> 	

項目	意見等	備考
	<p>多数決原理により契約条件の変更を可能とすることの理由として保険契約の団体性ということがいわれるが、このことについてどのように考えるか。</p> <p>更生特例法に見られるように私権の調整を行う上では、裁判所の関与を求めるのが一般的だが、裁判所の関与の必要性の有無、仮に関与が必要な場合におけるそのあり方はどう考えられるか。</p> <p>保険契約の団体性は株式会社の保険契約についても妥当すると考えられるか。株式会社においては、契約者＝社員との形になっていないが、どのような形で契約者の合意を得ることが可能なのか（例えば、契約者集会についてどう考えるか。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一方、以上のような法的な問題をクリアするとした場合、このスキームの実効性には疑問があり、むしろ行政命令あるいは特別立法による契約条件の変更の途を開くべきではないかとの指摘もあった。ただ、この場合には、行政命令や特別立法により私権に制限を加えることにつき、契約の安定性や財産権との関係で合理化が困難ではないか、また、保険会社が契約者の十分な理解を得るとのプロセスなしに契約条件の変更が行われることでは、保険に対する信頼も損なわれるのではないかとの問題が考えられる。 	

項目	意見等	備考
<p>2. 多様な保険商品 開発の促進 (1) 保険商品の審査 手続の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来、新商品の開発・商品内容の変更にあたっては認可制が採られてきたが、平成8年4月に施行された新保険業法により、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないもの（保険業法施行規則に列挙）については届出制が導入され、以後、届出対象商品は順次拡大されてきている。 ● 認可にかかる商品審査の標準処理期間は90日とされている。届出の場合も、90日の商品審査期間が定められており、この期間内に限り、当局は、届出に係る事項について変更を命じること、または届出の撤回を命じることができる。 ● 保険商品の仕組みが消費者にとって分かりにくいといった事情の中で、適正な保険契約内容を確保し、保険契約者等の保護を図る必要性が高い家計向けの保険商品については、当面、認可制が維持されるべきではないか。 ● 他方、保険に関する専門的知識や交渉力を有する企業を顧客とする保険商品については、速やかに届出制に移行させていくことが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品の審査は、保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、特定の者に対して不当な差別的取扱いがないか、公序良俗を害しないか、権利義務等が明確かつ平易に定められているか、保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当か等について行われている。

項目	意見等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査に係る期間の短縮は、商品開発の迅速化に資するものである。商品審査体制の充実等により、現行90日の認可にかかる標準処理期間、届出にかかる審査期間の短縮を図るとともに、軽微な商品内容の変更や他の商品に追随したような商品については、極力、審査手を簡素化することが考えられないか。また、保険会社の側においても、認可申請・届出の前に、保険数理面や法律面での検討を十分に行っておくこと等により、迅速な審査を可能とすることができないか。 ● 現行は、届出の場合でも、認可と同じ基準により商品審査が行われているが、市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売の観点から、契約者保護等の面で問題が少ない商品については、届出後直ちに実施が可能なファイル・アンド・ユースのような制度を導入すべきではないか。その場合には、事後的な商品チェックのあり方についても十分に検討する必要があるのではないか。 ● 損害保険商品の認可申請・届出の際に、保険会社が自己審査できるようにするため認可申請内容評価表・届出内容評価表が導入されているが、こうした商品内容のチェック基準の明確化等により、審査手続の効率化、透明性の向上を一層、図っていく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「規制改革推進3か年計画」 (平成13年3月30日閣議決定) 保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。 ● 金融庁の審査体制 審査担当 10名 ● 審査基準に適合していると認められるときは、審査期間を個別に短縮できることとされており、実際には多くのケースで審査期間が短縮されている。 ● 米国のニューヨーク州では、傷害保険、健康保険、火災保険等の料率規制に、届出後直ちに実施が可能な届出使用制(ファイル・アンド・ユース)が導入されている。イリノイ州などでは損害保険の約款規制にも届出使用制が導入されている。また、Gramm-Leach-Bliley法の成立を受けて、今後、さらに手続の弾力化が図られる方向にあるとの指摘がある。 ● 「規制改革推進3か年計画」 (平成13年3月30日閣議決定) 企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点から踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。

項目	意見等	備考
(2) 届出制の対象商品の追加	<ul style="list-style-type: none"> • 近年、認可制対象商品を届出制対象商品に順次移行させてきており、既に企業向け商品や企業年金保険等についてはほとんどが届出制となっている。残された企業向け商品についても、保険契約者保護の観点から踏まえつつ、速やかに届出制への移行を進めるべきではないか。 • 一定の条件を備えた企業顧客との保険契約については、保険種類のいかんにかかわらず、届出制が適用されるようにすべきであるとの指摘もあった。 • 保険商品の仕組みが消費者にとって分かりにくいといった事情の中で、家計向け商品について、届出制を一律に拡大することは適当でなく、当面、認可制を維持する必要があるのではないか。 • 届出制対象商品の検討にあたっては、生命保険商品と損害保険商品それぞれの商品特性を踏まえる必要があるとの指摘もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「規制改革推進3か年計画」 (平成13年3月30日閣議決定) 平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて、検討し結論を得る。

項目	意見等	備考
<p>3. 契約者からの信頼の向上 (1) ディスクロージャーの改善 財務の状況に関するディスクロージャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社の経営の適正性を確保していくためには、財務の状況に関するディスクロージャーの充実が重要であると考えられる。このことは、市場規律によるチェックを生かし、限られた資源の下で効率的な行政を行っていく上でも重要であると考えられるのではないか。 ● 保険会社には、上場会社等に適用される証券取引法上のディスクロージャー規制を受けていない会社が多く、また、株価のような指標もないことから、市場規律によるチェックを十分に受けていないのではないか。保険業法上のディスクロージャー規制のあり方を考えるにあたっては、このことを踏まえていく必要があるのではないか。 ● 保険会社の財務は、その性格上、一般人にわかりにくい部分が多いと考えられる。保険業界においては、その特徴、一般事業会社との相違点等について、一般人にわかりやすく説明することを目的に、パンフレットの作成等の努力を行ってきているが、今後とも、一層の努力が求められるのではないか。その際には、大量の情報を漫然と開示するのではなく、契約者にとって真に必要な情報を的確に開示していくとの姿勢が重要ではないか。 ● 保険会社の財務状況に関するディスクロージャーについては、連結ベースでの財務諸表、ソルベンシーマージン比率などの開示に加え、昨年3月期決算から、金融再生法と同様の基準による不良債権の開示が行われているなど、充実が図られてきている。 ● この結果、保険会社の資産面では、現状でも、かなりのディスクロージャーが行われてきているが、負債面のディスクロージャーについては、なお一層、拡充の余地があるのではないか。特に、保険会社の負債は、その大宗を責任準備金が占めるが、昨今のいわゆる「逆ざや」等の厳しい経営環境等を踏まえると、責任準備金の内訳について、さらに詳細に開示（契約時期別、予定利率別等）する必要があるのではないか。 ● 保険会社の財務の健全性の状況を示すソルベンシーマージンについ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険業法第111条においては、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆縦覧することが義務付けられ、保険業法施行規則において、保険会社の業務・財務に関する開示事項が規定されている。 ● 米国においては、監督当局に提出する年次報告書を公衆縦覧する形で、責任準備金の詳細に関する開示が行われている。

項目	意見等	備考
	<p>て、その内容、質については銀行等と比べ必ずしも十分な開示がなされておらず、改善すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各社の「逆ざや」については、その総額のみが公表され、その算出基準・根拠は必ずしも明らかではないが、「逆ざや」の算出根拠等を含め、その詳細が明確な形で開示されるべきではないか。 ● 保険会社の昨今の厳しい経営環境等を踏まえると、三利源の開示等、生命保険会社の損益状況の詳細についてのディスクロージャーを更に充実する必要があるのではないかと。他方、損益の詳細については、まずは、今般の監督上の措置の見直しにおける「基礎利益」の開示を着実に実行していくことが重要であり、また、三利源は内部管理指標であり開示になじまないのではないかと指摘があった。 ● 将来収支分析の詳細等、経営の将来像についても開示すべきではないかと。他方、将来収支分析は、前提の置き方等で結果が大きく変わるものであり、また、将来情報の開示については、証取法の開示規制でも慎重な対応がとられており、性急な開示は適当でないとの指摘があった。 ● 企業会計で開示の対象となっているキャッシュフロー計算書や中間財務諸表の開示を検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行の自己資本充実の状況については、「基本的項目(Tier)に係る細目」を開示することとされている。 ● 今般の保険会社に対する監督上の措置の見直しにおいて、生命保険会社のフローの基礎的な収支の状況を示す指標として、「基礎利益」を創設。

項目	意見等	備考
<p>商品に関するディスクロージャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険商品に関するディスクロージャーについては、変額保険の販売や保険契約の転換等の際に、重要事項を書面によって説明する義務を課すなど、保険業法上、一定の規制が加えられている。また、金融商品販売法の施行により、一層の利用者保護が図られてきている。 ● 保険商品については、契約者自身による商品内容や価格の判別が難しい。保険商品の内容やその配当の方法が多様化する中で、商品価格（保険料）の設定や配当の方法等について、保険商品の選択の助けになるような情報が的確に提供されることが必要である。 ● 開示に当たっては、契約者の理解を容易にするため、必ずしも必要のない情報については抑制する一方で、必要な情報については契約者の理解を助けるよう、表示・説明方法に一層の工夫が図られるべきではないか。また、比較情報の提供についてルールの整備・明確化が必要との指摘があった。 ● 保険商品については、契約者が、加入時には問題点を必ずしも十分理解せず、事後になって不満が生じるということが多いのではないか。従って、苦情処理システムのさらなる充実も重要な課題ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険業法第 100 条の 2 においては、顧客への説明義務等が、第 300 条においては、募集に関する禁止行為が規定されている。 ● 金融商品販売法の施行（本年 4 月 1 日）に伴い、保険会社を含む金融商品販売業者は、保険を含む幅広い金融商品のリスク等に係る重要事項の説明が義務付けられ、併せて損害賠償責任を負うこととされた。 ● 英国においては、会社の財務内容等のディスクロージャー規制に加え、商品内容の開示に関する詳細な規制（商品の特性、将来給付の例示、募集手数料等を記載した書面の事前交付を義務付け等）が存在。

項目	意見等	備考
<p>(2) 保険会社におけるガバナンスの強化 総代会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互会社における事業運営の最高意思決定機関は社員総会であるが、実際の社員数は膨大であることから、社員総会に代わる機関として総代会を設けることができることとされている。総代会は、定款で定めるところにより、社員の中から選出された総代により構成される。 ● 相互会社の理念に照らせば、社員総会・総代会の運営については自由な社員自治に任せればよいとの考え方も成り立つが、保険業法は、社員権の保護等の見地から、一定のルールを設けている。 ● 総代会における議決権は一名一個とされている。また、総代は社員の総意により選出され、特定の社員を代理・代表するものではないとされている。総代の任期は4年を超えることはできず、各社の定款では、1期4年、再任制限（2期まで）が規定されている。 ● 総代の選任に当たっては、各社は定款により総代候補者選考委員会を自主的に設置している（選考委員は総代会において社員の中から選任）。 ● 従来、総代の選任に当たっては、見識ある総代による意思決定という観点が重視されてきたが、今後、一般社員の意思の反映という観点にも配慮すべきではないか。 ● 一般社員の意思の反映という観点からすると、総代の構成が社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している、総代数についても各社の実態は100名台となっているとの問題が考えられる。一般社員の意思を総代会に一層反映させるため、総代の選考方法の多様化、総代数や選抜範囲の拡大等の改善を図ることが考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互会社の社員・総代数 社員数：約13万～約1,300万名 総代数：50～158名 ● 現在、全ての相互会社で総代会が設けられており、社員総会を開催している相互会社は存在していない。 ● 各社においては、総代会の他、以下の機関を自主的に設置している。 評議員会（定款事項） 事業運営に適時社員の意見を反映するため、会社から事業運営に関する諮問を受け、あるいは意見を述べることを目的としている。 契約者懇談会（社内規程事項） 幅広い社員の意見・要望等の吸収・会社経営についての社員の理解の深化を目的としている（全国の営業所・支社等で開催）。 ● 総代の選出等については、事務ガイドラインにおいて、職業・年齢等のバランス、総代候補者選考委員会の機能充実、総代選考における公正・透明性についての定めがある。 ● 相互会社と同様総代会制度を有する協同組織金融機関では、総代数が法定されているものもある（例えば労働金庫は会員数の1/5以上、信用組合は会員数の1/10以上等）。

項目	意見等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ● 総代会に関する保険業法の規定は平成7年改正により整備されたものであるが、その後、基金の募集や再編成・組織変更、破綻処理等総代会が重要な機能を発揮する局面が増加しているのではないか。 ● これと併せて、総代会を通じて社員の意思を反映することに一定の限界がある中で、保険業法は、総代会提案権など少数社員権に関する規定を置いている。このための要件は、1,000名以上の社員によること等としているものが多いが、これらの要件につき、さらに実効性あるものとなるよう、引き下げる必要はないか。なお、少数社員権については、平成7年の保険業法改正時の法制懇談会等の場における詳細な検討を踏まえるべきとの指摘があった。 ● 相互会社の保険募集に当たって、社員としての権利義務について十分な説明が行われていない現状に鑑み、法令・定款等に基づく社員としての権利義務（少数社員権等）について十分な説明を義務づけることが妥当ではないか。 ● 総代に対する経営に関する情報の提供について、さらにその充実を図るべきではないか。また、総代会の議事内容のディスクロージャー誌による公開等、ガバナンスに係る社員に対する情報提供については改善もみられるが、インターネット等を通じた議事内容の開示等、一層の充実が図られるべきではないか。 ● いずれにしても総代会権限の充実のみならず、社外取締役の拡充等、他の機関の強化についても、今後の商法改正に向けた議論等を踏まえて検討していくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員の意見の正確な反映には一万名以上の総代が必要との試算もある（意見が正規分布である無限数の社員につき、総代会で51%の賛成で可決した議案が社員総会で50%以上の反対で否決される可能性が1%以下となる人数）。 ● 少数社員権としては、総代会提案権（1/1000又は1,000名以上）、総代会招集請求権（3/1000又は3,000名以上）等が規定されている。

項目	意見等	備考
保険計理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社は、保険数理に関する事項に關与させるため、保険計理人を取締役会において選任することが義務づけられている。 保険計理人は毎決算期において、責任準備金が健全な保険数理に基づき積み立てられているかどうか、契約者配当・剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか、保険業の継続が困難かどうかについて確認を行い、その結果を意見書として提出する義務がある。 ● 保険会社における計算の適正等を確保していくためには、保険計理人によるチェックをさらに強化していくことが重要となる。このため、その地位を会計監査人や監査役と同等またはそれに近いものとするとともに、相応の責任を果たすよう求めることが考えられるのではないか。なお、保険計理人の選任機関の変更が保険計理人の実質的な機能強化に資するかは疑問であるとの意見もあった。 ● 保険会社の職員であることが一般的である保険計理人について、外部から選任することによりチェック機能の改善を図るべきではないか。他方、保険計理人には、日常的に業務にアクセスしてチェックすることが求められており、外部からの選任にはなじまないとの指摘があった。 ● 保険計理人による責任準備金の十分性等についての確認作業は、会計監査人による監査における検証とは、必ずしも視点を一にするものではないが、密接な関連を有するものではないか。保険計理人による分析の前提等を会計監査人が検証するなど、両者の連携が図られるべきではないか。 	<p>(例)</p> <p>取締役会ではなく、社員総会・総代会・株主総会による選任・解任 取締役等に対する報告徴求権等の付与 社員総会・総代会・株主総会に対する説明責任（将来収支分析等） 任務懈怠等による損害賠償責任</p>

項目	意見等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局との関係においては、意見書の提出・説明徴求、保険会社に対する保険計理人解任命令を通じたチェックについても、さらに強化を図っていく必要があるのではないか。その際には、ガバメント・アクチュアリー会の拡充等についても検討されるべきではないか。 • 保険計理人と取締役会との意見が対立した場合に、保険計理人が直接当局に報告するようにすべきではないか。 • 保険計理人によるチェックの適正を確保していくためには、実務基準の改善や問題事例に対する厳正な対応等、アクチュアリー会の専門職団体としての自律機能のさらなる向上が望まれるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 英国、ドイツ、カナダでは、アポイントド・アクチュアリー会の指摘にも拘わらずこれが聞き入れられない場合には、当局に対し警告を発する役割を担っている。

項目	意見等	備考
<p>4．監督手法の整備 (1) 保険会社の財務面のチェックのあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社の監督においては、市場規律と自己責任の原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の確立が求められている。この中で、保険会社の個別の商品開発等についての事前的な規制から、契約者保護に配慮しつつ、保険会社に対するマクロ的な財務面での監督に重点を移していくことが一層重要になっていると考えられる。 ● 保険会社の財務面の監督については、平成10年の金融システム改革法により、いわゆる早期是正措置が導入されている。早期是正措置は、監督当局がソルベンシーマージン比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を発動することで、保険会社の経営の早期是正を促す行政手法である。ソルベンシーマージン比率の計算方法については、これまでも逐次見直しが行われてきている。 ● 保険会社の経営の悪化を早期に把握し、適切な対応をとっていくことが重要であり、ソルベンシーマージン比率については、継続的に見直しを行い、指標の信頼性を確保していくことが必要ではないか。 ● 現行では、保険会社の単体ベースのソルベンシーマージン比率に基づき早期是正措置が発動されることとされているが、銀行等においては、連結自己資本比率も早期是正措置の基準となっている。ソルベンシーマージン基準においては、保険会社のグループ全体の持つリスクを認識すべきとの観点から、単体ベースのみならず、連結ベースのソルベンシーマージン比率を利用することを、今後検討するべきではないか。 ● その際、保険会社とその他の会社（銀行・証券会社等金融機関を含む）の持つリスクやその測定方法には違いがあり、その扱い等について十分留意する必要があるのではないか。 ● 昨今のいわゆる「逆ざや」や資産価格の変動等の実態を踏まえ、ソルベンシーマージン基準における、リスクの水準のあり方について、 	<ul style="list-style-type: none"> ● ソルベンシーマージン比率（自己資本比率）は、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、保険会社の保険金等の支払余力がどの程度かを示す指標。 ● 米国・カナダには、我が国のソルベンシーマージン規制と類似の規制（米国：RBC、カナダ：MCCSR）が導入されている。 ● ソルベンシーマージン基準については、先般の保険会社に対する監督上の措置の見直しにおいて、有価証券の評価損益の反映、グループ内の銀行等とのダブル・ギアリングの否認等を措置。 ● 我が国の銀行及び銀行持株会社の（連結）自己資本比率の計算上、（子会社及び関連会社である）保険会社は、一旦連結対象から除外するとともに、保険会社に対する出資は銀行の自己資本及びリスクアセットから除外する等の手当てを実施。 ● 永久劣後債等については、内部留保相当額と同額、期限付劣後債等に

項目	意見等	備考
	<p>検討すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社の財務の健全性を、ソルベンシー・マージン比率のみをもって判断することは適当でなく、各種の指標を用いて総合的に判断することが必要ではないか。保険会社の監督にあたっては、保険会社の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うため、各種の指標等を用いた当局によるオフサイト・モニタリングが重要ではないか。 ● 現行保険業法上、保険会社は年1回、事業年度毎に業務報告書を作成し、当局に提出することが義務付けられている。銀行等が中間業務報告書の作成・提出を義務付けられていることや、今回、保険会社に9月末基準のソルベンシー・マージン比率や実質資産負債差額の算出を義務付けられること等も踏まえ、保険会社にも中間業務報告書の作成・提出を義務付ける必要があるのではないか。 	<p>については、その2分の1を算入限度としている。さらに、償還等に関して資本性についての一定の条件に該当するものに限り、ソルベンシー・マージンに算入可能とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 先般の保険会社に対する監督上の措置の見直しにおいて、生命保険会社のフローの基礎的な収支の状況を示す指標として、「基礎利益」を創設。 ● 先般の監督上の措置の見直しでは、オフサイトモニタリングの一環として、13年度より保険会社の資産等のリスクの詳細に係る定期的な把握（四半期毎）を開始。

項目	意見等	備考
(2) 資産運用規制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、保険会社の資産運用については、保険業法に基づき、国内株式や外貨建資産は総資産の30%以内、不動産は総資産の20%以内等の運用制限がかかっている。 ● 保険監督者国際機構(IAIS)のコア・プリンシプルにおいては、保険会社の保有する資産に関して監督当局は一定の基準を設定すべきである等の記述がある。 ● このような状況において、保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、資産運用規制のあり方について検討を進める必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社の資産運用規制については、本年3月30日に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、「ソルベンシーマージン(支払余力)比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成13年度末までに廃止を視野に入れて見直す。」とされている。 ● 保険監督者国際機構(IAIS)のコア・プリンシプル「原則6：資産管轄区域内での営業免許を付与された会社の資産に関する基準が設定されるべきである。保険監督当局が基準設定の権限を有している場合には、・・・次の事項について定めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 資産の種類 ● <u>金融商品、財産、債権として保有することのできる限度もしくは制限</u> ● 財務報告書に含まれている資産の評価基準 ● 資産の保管・資産と債務の適切なマッチング・流動性